

基準額月額 3,900 円を 4,770 円に変更

介護保険制度は、老後の介護を社会全体で支える仕組みです。平成 12 年から始まったこの制度は、今年で 13 年目を迎えます。

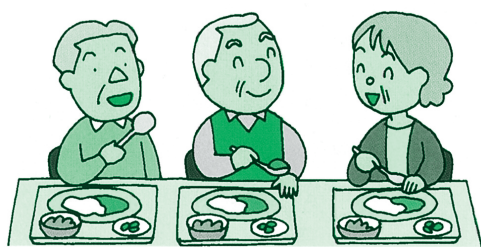
介護保険料は、介護サービスの利用見込みなどに基づき、3 年ごとに見直しをすることとなっています。広域連合では、今後 3 年間の介護サービス給付費などの増加に対応できるように介護保険事業全体の見直しを行い、介護保険料基準月額を 4,770 円に引き上げすることにいたしました。

介護保険料を改定

急速に少子高齢化が進む中、全国の高齢者人口（65 歳以上）は、平成 22 年 10 月現在で 2925 万人まで上昇し、全人口に占める高齢者割合は 23・0% となっています。久慈市、洋野町、野田村及び普代村を合わせた広域圏の高齢化率は 27・1% を示し、平成 27 年度には 30・7% となり、およそ 3 人に 1 人が高齢者となる見込みです。

65 歳以上の第 1 号被保険者の介護保険料の算定は、第 5 期介護保険事業計画期間である平成 24 年度から平成 26 年度までの今後 3 年間の介護サービス給付費の見込額などから介護保険料必要額を積算し、被保険者数から介護保険料基準月額を算出すると 5140 円と算定されます。しかし、保険料の上昇を抑制するため、介護給付費準備基金や県の財政安定化基金を取り崩しすることにより、介護保険料基準月額は 4770 円になります。

また、広域連合では地域の実情を加味し、収入が一定額以下の被保険者の方々への負担が重くなりすぎないように、所得に応じた 8 段階の保険料段階を設け、各段階の負担割合を下げる調整を行いました。



65 歳以上の人の介護保険料

保険料段階	第 4 期計画 (改定前)		第 5 期計画 (改定後)		該当条件
	割合	月額	割合	月額	
第 1 段階	0.50	1,950 円	0.50	2,380 円	生活保護の受給者又は、世帯全員が市町村民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者
第 2 段階	0.60	2,340 円	0.60	2,860 円	世帯全員が市町村民税非課税で、かつ本人の公的年金等収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下
第 3 段階	0.70	2,730 円	0.70	3,330 円	世帯全員が市町村民税非課税で、かつ本人の公的年金等収入と合計所得金額の合計が 80 万円超
第 4 段階	0.85	3,310 円	0.85	4,050 円	本人が市町村民税非課税で、世帯に課税者があり、かつ公的年金等収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下
基準段階	1.00	3,900 円 (基準額)	1.00	4,770 円 (基準額)	本人が市町村民税非課税で、世帯に課税者があり、かつ公的年金等収入と合計所得金額の合計が 80 万円超
第 5 段階	1.15	4,480 円	1.15	5,480 円	市町村民税課税で、かつ合計所得金額が 125 万円未満
第 6 段階	1.20	4,680 円	1.20	5,720 円	市町村民税課税で、かつ合計所得金額が 125 万円以上 190 万円未満
第 7 段階	1.45	5,650 円	1.45	6,910 円	市町村民税課税で、かつ合計所得金額が 190 万円以上

介護保険サービス利用料について

東日本大震災で被災された被保険者の方の介護保険サービス利用者負担額について、平成 24 年 9 月 30 日までのサービス利用分が免除となります。詳しくは久慈広域連合介護保険課またはお住まいの市町村の介護保険担当課までお問い合わせください。

